

排水設備設計施工基準

大垣市水道部下水道課

まえがき

1. この基準は、排水設備の構造、設計及び施工に関する技術上の基準を定め排水設備工事の適切な施工を図ることを目的とする。
2. 設計及び施工の詳細についてはこの基準のほか、「下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会発行）」「排水設備責任技術者ハンドブック（日本下水道協会岐阜県支部発行）」に規定されている技術上の基準に従って行う。
3. 排水設備の設置については、下水道法、建築基準法その他の関係法令を遵守して行う。

目 次

第 1 章 基本的事項

1. 排除方式	1
2. 排除区分	1
3. 排除方法	1
4. 排水設備の工事の区分	1
5. 排水設備の工事の検査	1

第 2 章 排水設備の設計

1. 設計の基本	2
2. 事前調査	2
3. 設計図の作成	2

第 3 章 屋外排水設備

1. 取付ます	8
2. 排水管	8
3. 汚水ます	9
4. トラップます（目皿付き）	9
5. 油水分離ます	10
6. 掃除口	11
7. 既設管の利用	11
8. 通気管	11
9. 汲み取り便所の改造	12
10. 浄化槽からの切替	12

第 4 章 屋内排水設備

1. 排水設備の施工	12
2. 排水管	13
3. 管径	13
4. ディスポーザー	13
5. 水洗便所	14

6. 工場、事業場排水	14
7. 間接排水	14

第5章 その他特殊な設備

1. 阻集器	14
2. 排水槽	18
3. 特定事業場からの排除の制限	18
4. 除害施設の設置	19

第 1 章 基本的事項

1. 排除方式

大垣市公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の排除方式は分流式であり、家庭から発生する生活排水は下水道へ、雨水等は水路へと別々に排除する排水施設とする。

2. 排除区分

生活排水(汚水)と雨水等の区別は次のとおりである。

(1) 汚水

下水道法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。

便所、台所、浴室、洗面所、洗濯場等からの生活排水及び事業場の生産活動にともなって発生する排水。(冷却水等の清水を除く)

(2) 雨水等

雨水、池の水、湧き水、冷却水など

3. 排除方法

汚水ならびに雨水の排除は、ともに原則として自然流下とする。ただし、自然流下による排除が困難な場合は排水槽を設置し、ポンプにより排除するものとする。

4. 排水設備の工事の区分

- (1) 新設 既存の建物に新たに排水設備を設置し、公共下水道等に接続する工事。
専用の污水处理施設から公共下水道等に切り替える工事。
- (2) 改造 排水設備の一部を改造する工事。
- (3) 修繕 排水設備の一部を修繕する工事。
- (4) 撤去 排水設備の一部又は全部を撤去する工事。

5. 排水設備の工事の検査

工事完成後は、直ちに「給・排水工事完了届」「自社検査表」を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

完成検査は、検査員が大垣市下水道排水設備指定工事店（排水設備責任技術者）及び工事申込者の立会いのもとで、次の事項について検査及び確認するものとする。

- (1) 設計図書との照合
- (2) 配管、勾配の適否
- (3) 取付けますへの接合の適否
- (4) 地下水及び不明水の浸入の無いことの確認

- (5) 汚水と雨水の分離の確認
- (6) 井戸水利用の有無

第2章 排水設備の設計

1. 設計の基本

排水設備の設計の基本は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は下水道法並びに条例の定めに従い設計すること。
- (2) 排水設備は堅固で耐久力を有する構造、材質であり、維持管理が容易であること。
- (3) 公共下水道等の施設の機能を妨げ又は損傷する恐れのないよう注意すること。

2. 事前調査

排水設備を設置するに先立ち、次の調査が必要である。

- (1) 供用開始の告示に関する調査
排水設備を設置する場所が供用開始の告示がされた場所であることを確認する。
- (2) 取付管の調査
取付管の有無、位置、深さ、口径を調査する。
- (3) 申込者、使用者、土地所有者、建物の所有者の関係についての調査
申込者が、土地及び建物の所有者でない場合はあらかじめその所有者の承諾をとらなければならない。

3. 設計図の作成

設計図は次に掲げる要領により作成する。

- (1) 位置図
位置図は給・排水原簿の裏面にある所定の位置に住宅地図の写しを貼り付け、該当箇所を明示すること。
- (2) 平面図
平面図の縮尺は、1/200程度とし、給水系統図も同程度とする。なお、原簿に描ききれない場合は縮尺の変更又は別紙に描き添付しても可とする。平面図には次の事項を記入する。
 - ① 土地の境界
 - ② 建物（間仕切りも描く）
 - ③ 隣接する道路（公道・私道）、側溝、水路
 - ④ 衛生器具、名称、排水口の位置、排水管（管種・管径・延長）、ます
 - ⑤ 取付管、下水本管及び污水管（共に管種・管径）
- (3) 縦断面図
必要に応じ添付する。縮尺は、横は平面図に準じ、縦は1/50程度とする。簡

易なものは省略することができる。

(4) 構造詳細図

除害施設等がある場合は、その構造がわかる構造図を作成する。縮尺は1/20程度とする。

(5) 設計図面の表示記号

記 号	名 称	記 号	名 称
	新 設 汚 水 管		片 落 管
	既 設 汚 水 管		管 の 交 差
	雨 水 管		公共下水道汚水管
	通 気 管		公共下水道人孔
	撤去及び埋設管		公共汚水ます
	保 護 管		公共雨水ます

管種及び管径の表示（文字記号を用いる）

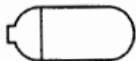
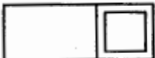
名 称	陶 管	硬質塩化ビニル管 (一 般 管)	硬質塩化ビニル管 (薄 肉 管)	鋳 鉄 管
文字記号	<u>T. P. ϕ ○ ○</u>	<u>V. P. ϕ ○ ○</u>	<u>V. U. ϕ ○ ○</u>	<u>C. I. P. ϕ ○ ○</u> 
名 称	コンクリート管	石綿セメント管	鉛 管	鋼 管
文字記号	<u>C. P. ϕ ○ ○</u>	<u>A. C. P. ϕ ○ ○</u>	<u>L. P. ϕ ○ ○</u>	<u>S. P. ϕ ○ ○</u>
名 称	タールエポキシ 塗 装 鋼 管			
文字記号	<u>S. G. P-TAϕ ○ ○</u>			

表 示 記 号

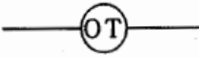
名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
道路及び側溝		洞		板 張	
河川及び橋りょう		隣 地 境 界 線		タ イ ル	
軌 道 鉄 道		隣地家屋		コンクリートたたき	
築 堤		門 扉		敷 石	
空 地		ブロック塀 石 垣		池	
山		板 塀		開 掘	
竹 林		さ く		庭 木	
草 地		階 段			

衛生器具平面図

種 別	図 示 記 号	備 考
吹上げ水飲器	 DF DF	
和 風 バ ス		記号Bは器具の内外のいずれでもよい。
洋 風 バ ス	 B B	同 上
洗浄用ロータンク	 LT LT	記号LTは器具の内外のいずれでもよい。
洗浄用ハイタンク	 HT	記号HTは器具の内外のいずれでもよい。

種 別	図 示 記 号	備 考
和 風 大 便 器		
和 風 両 用 便 器		
洋 風 大 便 器		
小 便 器		
ストール小便器		
洗 面 器		
手 洗 器		
流 し		
掃 除 用 流 し		記号SSは器具の内外のいずれでもよい。
洗 浄 弁		

衛生器具平面図

種 別	図 示 記 号	備 考
床 上 掃 除 口	CO 	
床 下 掃 除 口	CO 	
グリーストラップ		
油 ト ラ ッ プ		

種 別	図 示 記 号	備 考
床排水トラップ		
ルーフドレン		
トラップます		
汚 水 ま す		
雨 水 ま す		
通 気		
除 害 施 設		

設計図記載数値

種 別	単 位	小 数 位	種 別	単 位	小 数 位
線 路 延 長	m	2	地 盤 高	m	2
マンホール・ます	cm	0	管 底 高	m	3
管 き ょ の 形 状	mm	0	構 造 図	mm	0
土 か ぶ り	m	2	道 路 幅 員	m	2

設計図記載方法

	種 別	記 号 内 容	記 載 例
平 面 図	排 水 管	内径 (単位: mm) 管種 こう配 線路延長 (単位: m)	取付ます 45×60 φ100VU 1:100 5.00m No.1
	枝 管 (例えば、器 具排水管)	内径 (単位: mm) 管種 線路延長 (単位: m)	φ100VU 3.00m 注) ホテル、料理店等で大量の汚水を使用する場合。(一般的にはφ75mmを用いる。)
	汚 水 ま す	ます番号 内径 (単位: cm) 深さ (単位: cm)	No.2 45×40 No.3 45×30

	種 別	記 号 内 容	記 載 例
平面 縦 断 面 図	雨 水 ま す	ます番号 内径 (単位: cm) 深さ (単位: cm) 泥だめ深さ (単位: cm)	
	排 水 管	管径 (単位: mm) こう配 線路延長 (単位: m)	
	汚 水 ま す	ます番号 内径 (単位: cm) 深さ (単位: cm)	
	雨 水 ま す	ます番号 内径 (単位: cm) 深さ (単位: cm) 泥だめ深さ (単位: cm)	

第3章 屋外排水設備

1. 取付ます

ますは、堅固で耐久性のある材質、構造とする。清掃、点検が容易にできるようにすることを目的とする。

(1) 材質

- ① ますの形は、円形とする。
- ② ますの大きさは、内径 300mm を標準とする。ただし、既設の場合はこの限りではない。
- ③ ますの材質は、塩ビ製、またはコンクリート製とする。
- ④ ますの蓋は、樹脂製、または鋳鉄製で、防臭・防水のため密閉蓋とする。

(2) ますの設置箇所

ますは取付管の延長線上で、敷地内の道路に近い位置とする。

2. 排水管

排水管渠は暗渠とする。

(1) 使用材料

- ① 排水管の材料は、水質、水量、布設場所等の条件を考慮して定めなければならない。
- ② 原則として硬質塩化ビニル管の VU 管を使用することとするが載荷重を考慮し、適宜 VP 管等を使用する。

(2) 管径と勾配

- ① 排水管の勾配は 1/100 以上とする。
- ② 一部の汚水を排除するための枝管で、延長が 3m 未満のものは最小管径を 75mm とすることができる(勾配 1/70 以上)。
- ③ 水洗便所取付管の最小径は 100mm を原則とする。
- ④ 管渠内の流速が 0.6～1.5m/秒となるように定める。
- ⑤ 管渠の管径及び勾配は表 3-1 のとおりとする。
- ⑥ 5戸以上でφ100mmの排水管を使用する場合は、別途計算書を提出する。

表 3-1 管渠の管径・勾配（ビニル管方式）

使用区分	管径 (mm)	勾配
小便器、手洗器、洗面器取付管	50	1/50 以上
流し場、浴室、洗濯場取付管	75	1/70 以上
排水横主管、住宅 5 戸までの共用管	100	1/100 以上
5 戸を超える住宅の共用管	150	1/200 以上

3. 汚水ます

ますは、堅固で耐久性のある材質、構造とする。清掃、点検が容易にできるようにすることを目的とする。

(1) 材質

- ① 原則として塩化ビニル製とするが、既設のコンクリート製も可とする。
- ② 蓋は防臭のため塩化ビニル製、コンクリート製又は鋳鉄製等の密閉蓋とし、通気蓋は使用不可とする。尚、やむを得ずこれを使用したい場合は下水道課へ協議する。

(2) ますの設置箇所

- ① 排水管の起点、合流点、屈曲点その他維持管理上必要な箇所。
- ② 排水管の径、勾配の変化点又は管種が異なる箇所。
- ③ ますの底部はインバート構造とする。
- ④ 直線部においては管径の120倍以下の間隔とし、表3-2の範囲に設ける。

表3-2 ますの設置間隔

管 径 (mm)	100	150	200
最大間隔 (m)	12	18	24

(3) ますの大きさ

ますの形は一般に円形とし、その大きさは径150～200mmとするが、既設のますを利用する場合はこの限りでない。

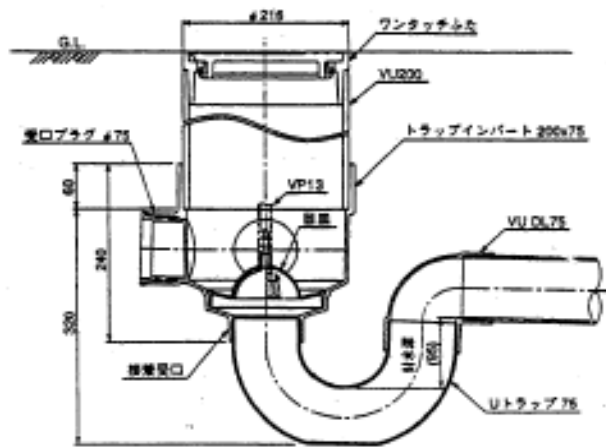
4. トラップます(目皿付き)

下水道からの下水臭（腐食性ガス）が室内に侵入するのを防ぐこと並びに台所、浴室等から発生するごみが下水管へ流入するのを防ぐために設置するますである。

設置については次の事項に注意する。

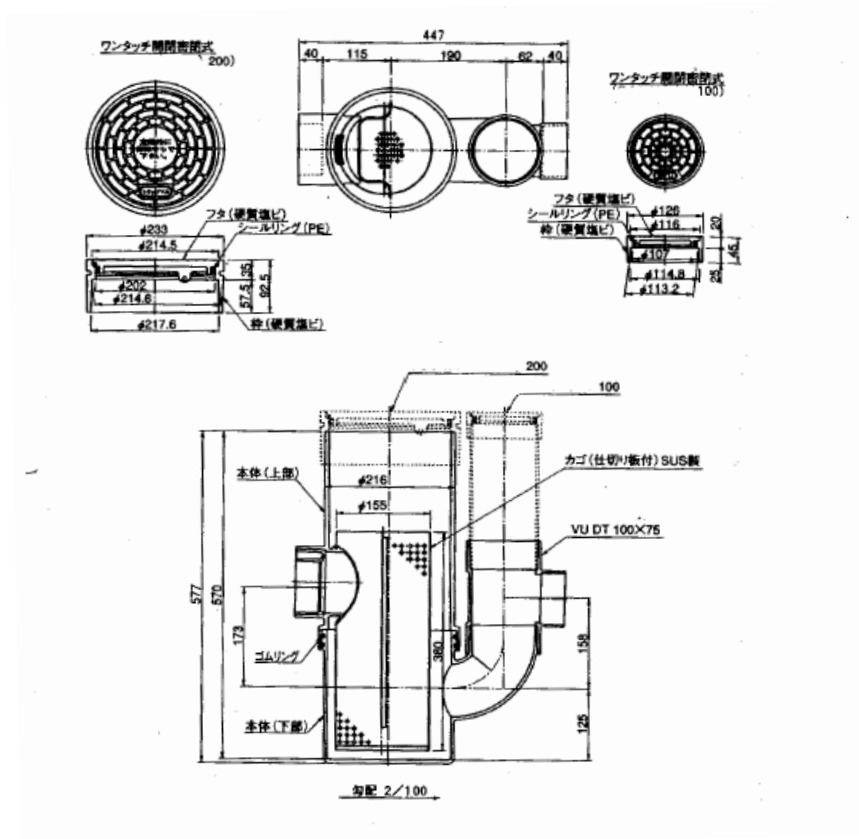
- ① トラップの口径は75mm以上、封水の深さは5cm以上10cm以下とする。
- ② トラップは塩化ビニル製とする。
- ③ 二重トラップを解消するため、トラップますの上流には必ず通気管を設置する。
- ④ 目皿付きのものとする。
- ⑤ 目皿にはますの深さに応じた長さの取手を付け、更に先にはT字管を付ける。
- ⑥ サイズについては、φ200以上とするが、ごみ等の流入が少ない新築住宅において、φ150のサイズも協議により認める。

【例】トラップます



5. 油水分離ます

上石津町地内においては食用油及び固形物が排水管に流れ込むのを防ぐため、それらが排出される恐れのある流し口には油水分離ますを設ける。これは点検及び清掃が容易にでき、防臭及び油水分離機能をもち、更に固形物を流下させないためのバケットをもつものとする。



6. 掃除口

排水管には掃除口を設ける。(汚水ますの設置を原則とする。) 保守、点検が容易に行うことができる構造とする。

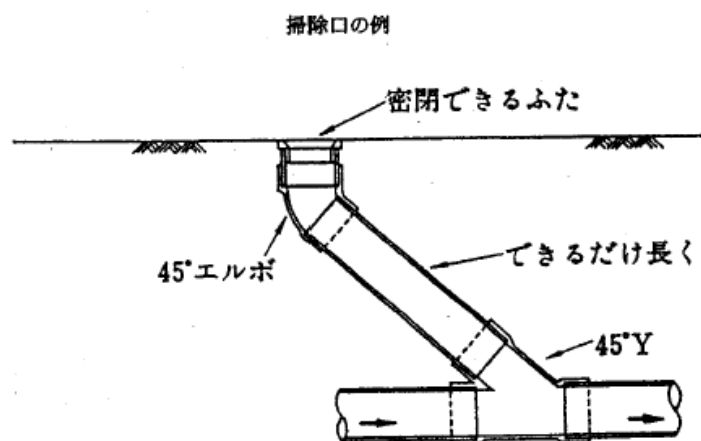
(1) 設置箇所

- ① 排水管の起点及び屈曲点。
- ② 延長が長い排水管の途中。間隔は管径の60倍を越えない範囲とする。

(2) 構造等

- ① 掃除口は排水管の下流に向けて掃除用器具が挿入できるように設け、壁等の障害物から45cm以上離すこと。
- ② 排水管から45度の角度で仕上げること。
- ③ 掃除口のふたは黄銅铸件製のねじ込み型とする。

ただし、天井裏等で露出して掃除口を設ける場合は非金属製のものを使用することを可とする。



7. 既設管の利用

既設管を利用する場合は下記の事項を十分検討し、規定外及び老朽箇所を修繕し、使用する。

- ① 管の老朽化 (ひび割れ等)
- ② 勾配
- ③ 管径
- ④ 汚水ます
- ⑤ 掃除口
- ⑥ トラップます・器具トラップ

8. 通気管

建築排水設備では十分に排水系統がその目的を達するために適切な通気系統が設備されなくてはならない。

(1) 目的

- ① トラップの封水がサイフォン作用あるいは逆圧によって破られるのを防ぐ。
 - ② 排水管内に十分な空気を取り入れて水の流れを円滑にする。
 - ③ 排水管内の空気を常に新鮮な空気に換気する。
- (2) 設置場所
- ① 排水設備の排水横主管の最上流部に接続する施設の下流側(平屋の場合)。
 - ② 排水立管の伸頂部
 - ③ トラップますへ接続される排水横主管の最上流部に接続する施設の下流側。
- (3) 内径
- 単独通気管 $\phi 30\text{mm}$ 以上
 連合通気管 $\phi 40\text{mm}$ 以上
- (4) 特に留意すべきこと
- ① 便所からの排水管の通気管と雑排水管の通気管は接続してはならない。
 - ② 雨水が流入する恐れがないこと。
 - ③ 開口部は屋外にあって、管内から出るガスが屋内に入らないようにすること。

9. 汲み取り便所の改造

汲み取り便所を改造して水洗便所にする場合は、大垣市が指定した清掃業者に最終の汲み取り及び清掃を依頼し、清掃完了後に撤去または適切な処理をし、埋め戻す。

- (1) 便槽内のし尿をきれいに汲み取った後、その内部を消毒して取り壊す。
- (2) 便槽の一部しか撤去しない場合は、底部に穴を開け、土砂等で槽内を充填し、十分突き固める。

10. 浄化槽からの切替

浄化槽を廃止して下水道へ切り替える場合は、大垣市が指定した清掃業者に最終清掃を依頼し、清掃完了後に撤去または適切な処理をし、埋め戻す。

- (1) 浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒をした後に撤去することが望ましいが、撤去できない場合は、底部に穴を開け、土砂等で槽内を充填し、十分突き固める。

第4章 屋内排水設備

1. 排水設備の施工

屋内排水設備の施工に当たっては、次に定める事項を考慮する。

- (1) 配管は、過度のひずみや応力が生じないよう伸縮性があり、かつ耐震性を持つ方法で支持金具を用いて固定する。
- (2) 排水管、通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害しないよう接続する。

- (3) 管が壁などを貫通する箇所は、管の伸縮などを考慮し、適切な材料で空隙を充填する。
- (4) 管が外壁や屋根を貫通する箇所は、適切な材料、方法で雨水の侵入を防止する。

2. 排水管

排水管は次に定める基準とする。

(1) 管種

使用材料は設置場所、荷重及び維持管理等を考慮し、耐久性に優れたものを使用する。主に硬質塩化ビニル管及び金属製のものを使用する。

(2) 種類

① 器具排水管

衛生器具に付属する器具トラップに接続する排水管で、器具トラップから他の排水管までの管をいう。

② 排水横枝管

器具排水管からの排水を、排水立管又は排水横主管へ導く管をいう。

③ 排水立管

排水横枝管・器具排水管及び機器からの排水をまとめて排水横枝管又は排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と45度以内の角度で設ける管をいう。

④ 排水横主管

排水横枝管から排水立管へ排水を導く管、並びに排水立管又は排水横枝管、器具排水管からの排水、及び機器からの排水をまとめて敷地排水管へ導く管をいう。

3. 管径

管径については下記の事項を基準とする。

- ① 管径の決定は上流部から、器具排水管、横枝管、立管、横主管の順に決める。
- ② 器具排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水立管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大口径以上とする。
- ⑤ 床下又は地中に埋設する排水管の口径は50mm以上とする。
- ⑥ 排水量が多い工場、事業場等においては計算により算出する。
- ⑦ 汚水を排除すべき排水渠は暗渠とする。ただし、製造業等の用に供する建築物内においては、この限りでない。

4. ディスポーザー

社団法人日本下水道協会が定めた「下水道のためのディスポーザー排水処理システム

性能基準（案）」に適合したものであること。（下水道課に協議必要）

5. 水洗便所

水洗便所に設置する大小便器及び付属器具は洗浄、排水、封水等の機能を有したもので、用途に応じた型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

6. 工場、事業場排水

工場や事業場からの排水のうち下水道施設を損傷、機能を妨げる恐れがある排水は一般の排水と分離して基準を満たす水質に処理した後に下水道へ排水する。なお放流口に水質検査のための採水ますを設置する。

7. 間接排水

下水道の不測の事故に備え、食品関係機器、医療機器その他、衛生上直接排水管に接続することが好ましくない機器の排水は間接排水とする。

種類

- ① 冷蔵庫、冷凍庫、食品ショーケースなどの食品機器の排水
- ② 滅菌器、消毒器、洗浄器などの医療機器の排水
- ③ 貯水タンクのオーバーフローの排水

第5章 その他特殊な設備

1. 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ又は、排水管及び公共下水道を損傷する恐れのある物質を含む汚水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

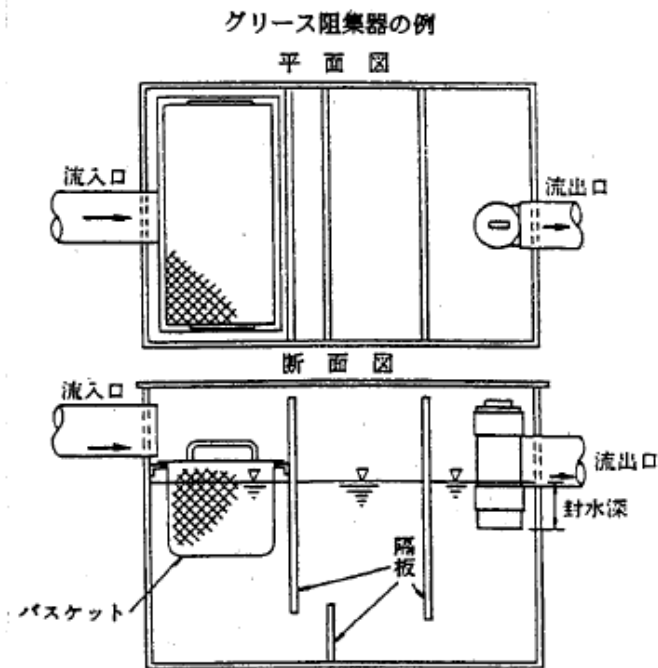
(1) 設置上の留意点

- ① 使用目的に適した阻集器を有効な位置に設ける。また容易に維持管理ができる場所が望ましい。
- ② 阻集器は排水から油脂類、ガソリン、砂その他を有効に分離できる機能を有するものとし、分離目的物以外の混入をさせない。
- ③ 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、又は樹脂及びコンクリート等の不透水性、耐食性のものとする。
- ④ 阻集器に密閉蓋を設ける場合は、適切に通気が取れるよう考慮する。
- ⑤ 阻集器はトラップ機能を有するものとし、二重トラップとならないよう注意する。
- ⑥ トラップの封水の深さは5 c m以上とする。

(2) 阻集器の種類

① グリース阻集器

油脂阻集器、グリーストラップ、油脂分離器とも呼ばれており、料理店などの厨房等からの排水中に含まれている油脂類を阻集器内に抑留、冷却、凝固させて除去し、排水管中に流入して管が閉塞するのを防止する。又阻集器内には隔板を設けて流入してくる排水中の油脂の分離効果を高めている。



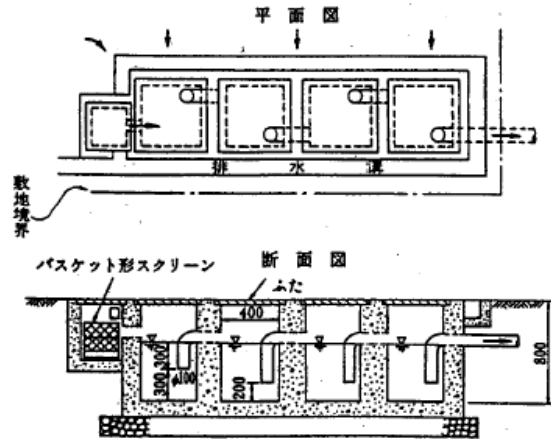
② オイル阻集器

油分離器、オイルトラップとも呼ばれており、給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが下水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず、単独のものとする。

設置場所

- ア ガソリン給油場、洗車場
- イ ガソリン貯蔵庫
- ウ 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- エ その他自動車整備工場等機械油が流出する事業場

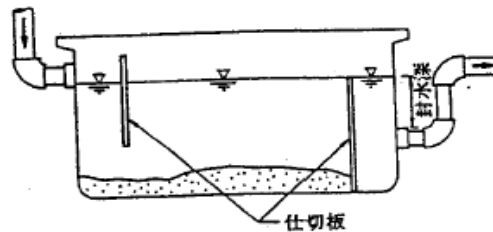
オイル阻集器の例



③ サンド阻集器

サンドトラップともいい、排水中に泥、砂などを多量に含む場合にサンド阻集器を設け沈殿、収集して下水管への流入を防止する。底部の泥だめ深さは150mm以上とする。

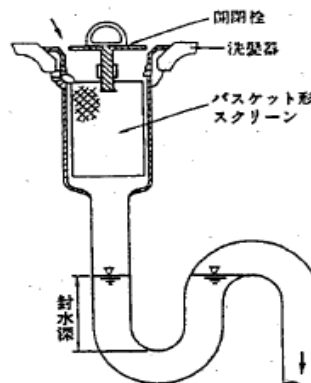
サンド阻集器の例



④ ヘア阻集器

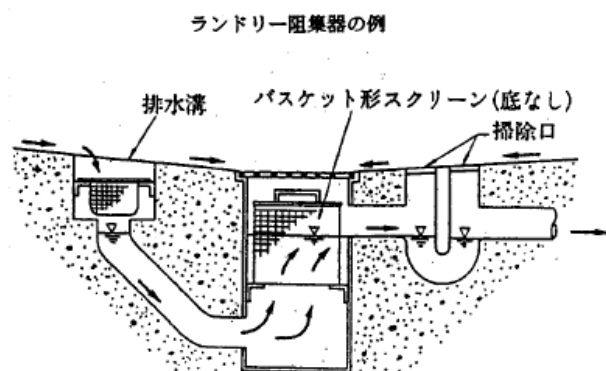
理髪店、美容院の洗髪器に取り付けて毛髪が下水管へ流入するのを防止する。又プールや公衆浴場には大形のヘア阻集器を設ける。

ヘア阻集器の例



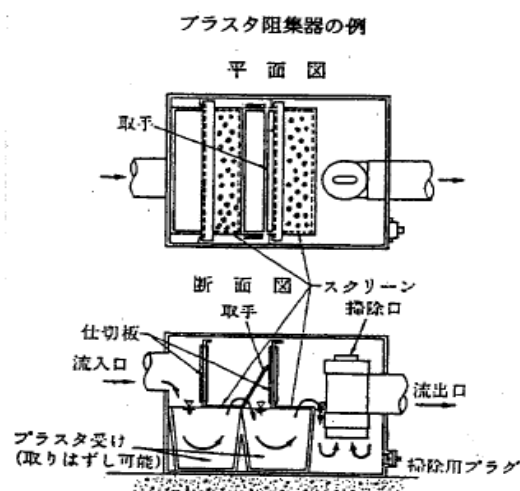
⑤ ランドリー阻集器

営業用の洗濯室からの排水中に含まれている糸くず等を有効に分離する。阻集器の中には取り外し可能なバスケット形のスクリーンを設ける。



⑥ プラスタ阻集器

外科のギブス室や歯科技工室等からの排水中に含まれるプラスタ等の不溶性物質を分離するプラスタは排水管中に流入すると管壁面に付着凝固し、容易に取れなくなる。



種類と設置箇所は次のとおりとする。

種 類	阻 集 物	設 置 箇 所
グリース阻集器	油 脂 類	飲食店の厨房等
オイル阻集器	ガソリン・機械油等	給油所・自動車工場等
サンド阻集器	砂・泥	石材店・学校等
ヘア阻集器	毛 髪	理容院・美容院
ランドリー阻集器	糸くず等	クリーニング店等
プラスタ阻集器	整形外科・歯科治療の際の廃材	整形外科・歯科等

(3) 阻集器の維持管理

- ① 阻集器によって分離、蓄積されたグリースや可燃性廃液などの浮遊物、土砂その他の沈殿物は、定期的に除去しなければならない。
- ② 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。

2. 排水槽

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接下水道に排除できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、ポンプで排除する。

(1) 排水槽の種類

① 汚水槽

汚水槽は、水洗便所から排除されるし尿を含む排水を貯留する排水槽である。

② 雑排水槽

雑排水槽は、厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留する排水槽である。

③ 合併槽

合併槽は、汚水及び雑排水を区別しないで貯留する排水槽である。

④ 湧水槽

地階の浸透水を貯留する排水槽である。

(2) 設置上の留意点

- ① 排水槽は汚水、雑排水、湧水それぞれ設置するのが望ましい。
- ② ポンプ排水した汚水は自然流下の排水系統に排出する。
- ③ 通気管は他の排水系統の通気管と接続せず、臭気を考慮し単独で設置すること。

(3) 維持管理

- ① 排水槽、排水ポンプ、排水管、通気管等は定期的に清掃、機械の点検を行い、常に良好な状態を保つ。
- ② 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させない。
- ③ 清掃時に発生する汚物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分し、公共下水道に投棄してはならない。

3. 特定事業場からの排除の制限

特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、大垣市下水道条例に示す基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- ① 大垣市下水道条例第12条による。

4. 除害施設の設置

下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある汚水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、大垣市下水道条例により除害施設を設けなければならない。

- ① 大垣市下水道条例第11条による。

平成28年8月改訂